

○五十嵐課長 それでは、定刻となりましたので、第1回「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン検討会」を開催させていただきます。

私は、消費者庁食品表示企画課長の五十嵐でございます。委員の皆様方を御紹介するまでの間、私が司会進行を務めさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

先生方には大変御多忙のところ、委員への就任を快くお引き受けいただくとともに、本日御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、開会に当たりまして津垣政策立案総括審議官から挨拶をさせていただきます。
津垣総括審議官、よろしくお願いいたします。

○津垣総括審議官 消費者庁政策立案総括審議官の津垣でございます。食品添加物の不使用表示に関するガイドライン検討会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様におかれましては、常日頃より食品表示行政の推進に御理解と御協力を賜りまして、心より感謝を申し上げます。

お忙しい中、また、コロナ禍にもかかわらず、本会議への御参画、御出席をいただき、重ねて感謝を申し上げます。

食品添加物の不使用表示につきましては、令和2年3月に取りまとめられました食品添加物表示制度に関する検討会報告書において、消費者の誤解を招く不使用表示が存在する一方で、表示禁止事項の具体的な解釈を示す通知が不十分であることを踏まえ、食品表示基準の表示禁止事項を明確にするため、不使用表示に関するガイドラインを策定することが提案されております。このため、今般、消費者庁において食品添加物の不使用表示に関するガイドライン検討会を設置することとしたところでございます。

本検討会はおおむね1年をかけて検討を行っていただき、委員の皆様からの忌憚のない御意見をもとに、来年度末を目途にガイドライン案の取りまとめを行っていただきたいと考えております。このガイドラインに基づき、食品関連事業者が消費者の誤解を招くことがない表示をすることにより、消費者の適切な商品選択につながりますので、委員の皆様のお力添えをお願いいたしまして、私の挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○五十嵐課長 ありがとうございます。

続きまして、本検討会の座長ですが、公立大学法人宮城大学の池戸委員にお願いをすることとしております。池戸座長から一言御挨拶を頂きたいと思います。

○池戸座長 皆さん、おはようございます。御紹介頂きました池戸でございます。

ただいま、座長ということで御指名を頂きまして大変恐縮しておりますが、よろしくお願いいたします。

食品の表示は言うまでもなく、消費者の皆様方が日常の健全な食生活を営む上で必要な情報を伝える情報媒体の一つであり、食品を供給するサイドというのですか、提供するサイドと消費者を結ぶ信頼の絆でもあるかと思っております。

この食品添加物に関しましては、ちょうど10年前でしょうか。消費者庁の食品表示一元化検討会の議論の中で積み残された課題になっており、それを受けて、第3期の消費者基本計画に要検討事項という形で載り、そして、先ほど審議官からのお話に出ました食品添加物表示制度に関する検討会につながってきたと思っております。非常に重要な課題でございますけれども、前の検討会の中に今回の委員の皆様方が何人か入っていただいておりますし、また、それぞれの分野に精通した委員の皆様方ばかりで、私自身はとても心強く思っている次第でございます。皆様の御協力の下で、できるだけ円滑な運営と、また、目的を達成するために努めたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

○五十嵐課長　ありがとうございました。

続きまして、委員名簿に従いまして、先生方の御紹介をさせていただきたいと思います。

主婦連合会の有田委員です。

一般社団法人日本食品添加物協会の上田委員です。

一般社団法人全国消費者団体連絡会の浦郷委員です。

株式会社セブンーイレブンジャパンの斉藤委員です。

株式会社イトーヨーカ堂の坂野委員です。

弁護士の菅委員です。

一般財団法人食品産業センターの武石委員です。

弁護士／東京経済大学の村委員です。

イオントップバリュ株式会社の横山委員です。

また、本日御欠席となっておりますが、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント相談員協会の戸部委員にも本検討会に御参画頂けることとなっております。

続きまして、消費者庁からの出席者を紹介いたします。

食品表示企画課課長補佐の一条でございます。

同じく、高橋でございます。

なお、本日は食品表示全般の執行を所管している表示対策課より、木村食品表示対策室長にオブザーバーとしてお越しいただいております。

よろしく願いいたします。

では、これからの進行は池戸座長をお願いいたします。

○池戸座長　では、皆様よろしく願いいたします。

初めに、資料の確認をさせていただきたいと思います。事前にお届けされているかと思いますが、事務局の方から御説明をいただければと思います。よろしく願いします。

○高橋課長補佐　では、資料の確認に移らせていただきます。

次第のほか、

資料１として「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン検討会開催要領（案）」。

資料２として「食品添加物の不使用表示に関する議論の振り返り」。

資料３として「検討の進め方（案）」。

この３つの資料のほかに、参考資料として５つあります。

参考資料１として「食品添加物表示制度に関する検討会報告書」。

参考資料２として「強調表示に関するコーデックス一般ガイドライン」。

参考資料３として「第５回食品添加物表示制度に関する検討会 上田委員提出資料」。

参考資料４として「上田委員提出資料」。

参考資料５として「武石委員提出資料」。

以上が今回の資料となります。委員の皆様におかれましては、お手元の資料に過不足がございましたら、挙手等で事務局にお申し付けください。

また、進行に当たっての留意事項としまして、御自身の発言時以外はミュートに、発言時にはミュートを解除して、お名前を言っていただいてから御発言をお願いいたします。

傍聴の方につきましては、資料は事前に消費者庁のウェブサイト上に掲載しているものを御利用ください。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございました。

資料が３つと参考資料が５つということですが、皆さん届いておりますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、早速議事を進めてまいりたいと思っております。資料の順番に沿ってという形になりますが、まず、資料１の食品添加物の不使用表示に関するガイドライン検討会の開催要領案です。これはまだ案がついておりますけれども、事務局から御説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いします

○高橋課長補佐 では、資料１を御覧ください。本検討会の開催要領案について説明させていただきます。

まず「第１ 趣旨」でございます。食品添加物の不使用表示については「食品添加物表示制度に関する検討会」で、今年のちょうど今頃ですけれども「食品添加物表示制度に関する検討会報告書」が取りまとめられまして、食品表示基準に規定された表示禁止事項に該当するか否かのメルクマールとなるガイドラインを新たに策定することが提案されております。これを踏まえて、今般、消費者庁において食品添加物の不使用表示に関するガイドライン検討会を開催し、委員の皆様の意見を伺い、検討を行うことを趣旨としております。

続きまして「第２ 検討項目」ですけれども（１）食品添加物の不使用表示に関するガイドライン策定に向けた検討、それから（２）としてその他、必要事項について御検討頂きます。

それから「第３ 進め方及びスケジュール」です。食品添加物の不使用表示に関しまし

て、食品関連事業者等における表示の実態等を参考に、消費者の誤認につながるおそれのある表示について、有識者委員の皆様の御意見を伺いまして、令和3年度末を目途に食品表示基準に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとなるガイドライン案の取りまとめを行います。

「第4 委員等」です。委員構成につきましては、先ほど紹介させていただいたとおりで、座長は池戸座長とさせていただきます。池戸座長には検討会を統括していただくとともに、本日、座長代理の方を御指名頂きます。

それから「第5 運営」です。

(1) 検討会の庶務は消費者庁食品表示企画課において処理する。

(2) 座長が必要と認めるときは、テレビ会議システムを利用し開催することができる。この(2)につきましては、今回コロナ禍ということもありますので、ウェブ開催とさせていただきます。

(3) 座長が必要と認めるときは、委員以外の関係者に検討会への出席を求め、意見を聞くことができる。

(4) 会議、議事録等は原則として公開いたしますが、自由な発言が制限され、公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、または個人の秘密、企業の知的財産等が開示され、特定の者に不当な利益、若しくは不利益をもたらすおそれがある場合において、座長が必要と認めるときは非公開とする。

(5) 検討会の資料は、消費者庁ウェブサイトにおいて公表する。ただし、座長が公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができる。

(6) 検討会の議事録については、各会議終了後、委員の皆様の了解を得た後で、消費者庁ウェブサイトにおいて公表する。

(7) この要領に定めるもののほか、議事の手続その他検討の運営に関して必要な事項は座長が別に定める。

資料1についての説明は以上です。

○池戸座長 ありがとうございました。

ただいま開催要領の案を御説明頂いたわけですが、これについての御質問とか御意見を頂きたいと思うのですが、今の御説明の中で、特に会議の進め方なのですが、会議、資料及び議事録は基本的には公開ということですが、今回の検討会は食品添加物の不使用表示のガイドラインを検討するというので、先生方から個別の商品についての御意見とか評価を頂くという場面もあるかと思います。

そういった個別の案件を取り扱う際に、検討会の設置趣旨にも書いてありますが、食品表示基準に規定された表示の禁止事項に該当するかどうかというところのメルクマールの検討に関することもあるかと思います。その場合に、検討会の議事録などについて公表すると、場合によっては自由な発言が制限されるということも考えられます。あと、そう

いうことによって特定の方に不利益をもたらすという場合もあるかと思います。

ということで、先ほど御説明の中で、特に開催要領の第5、2ページの最初の(4)に基づきまして、そういう場合は非公開で進めてはどうかということです。原則は公開ですけども、先ほど申し上げましたようなことについては一部非公開。また、同じような考え方で、こうした検討を行う場合の資料とか議事録については、そういう場合は概要のみ公開するというようなこともあるかと思いますが、それでよろしいでしょうかということも含めまして、御質問、御意見を頂ければと思います。よろしくお願いいたします。

それで、先ほど事務局からお話ししましたように、オンラインなものですから御質問等がございましたら、ミュートを解除して手を挙げて、お名前を言っていただきまして御発言頂ければと思っております。これはよろしいでしょうか。

原則公開、そして、いろいろなところで支障を起こすようなことを考慮した場合は、概要等でその部分だけ非公開という御提案でございますけれども、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、そういう形にさせていただきたいと思います。

次に、要領の第4の(4)です。座長、私に事故があるときには、あらかじめ指名する委員がその職務を代理するということで、私も御迷惑をかけることはできるだけしないようにはもちろん努めますけれども、こういう規定で、念のために座長代理ということでお願いしておいた方が安心かと思しますので、私からせんえつですけれども、御指名をさせていただければと思います。

適任の方、もちろん皆さんおられるのですけれども、特に今回につきましてはガイドラインの策定ということで、特に食品表示基準に関連しますので、当然のことなのですけれども、法律学的な視点というのも意見を頂かなくてはいけないということもございますし、また、今回の検討会の目的は、消費者の方の誤認を防ぐような、そういう表示をとということもございます。特に後者の方の消費者の誤認を防ぐ視点ということでは、これまで食品だけではなくて、商品全体を対象とした、これは消費者庁の事業なのですけれども、広告等の打消し表示に関する実態調査報告書又は広告表示に接する消費者の視線に関する実態調査報告書といった景品表示法に関連する事業に携わっているということで、私としては村委員が適任と考えています。先ほどの両方の視点等も踏まえての考えですが、誠に一方的で恐縮なのですけれども、座長代理としてお願いできればと思っております。

そういう御提案をさせていただきたいのですが、皆様いかがでしょうか。

よろしいですか。ありがとうございます。

村委員、本当に申し訳ございませんけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、開催要領案なのですが、他に何か御質問、御意見はありますでしょうか。もしなければ、この時点で案を取らせていただきたいと思うのですがよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、そうさせていただきたいと思います。

それでは、具体的な議事を進めていきたいと思っております。まず、資料2からなのですが、資料2と資料3について、これは関連もするかと思しますので、食品添加物の不使

用表示に関して、食品添加物表示制度に関する検討会における議論とか、あるいはそれを踏まえた今後の進め方について、資料２と資料３を用いて事務局から御説明をいただければと思いますが、よろしくお願いします。

○高橋課長補佐 それでは、資料２を御覧ください。

2019年度に実施しました食品添加物表示制度に関する検討会で取りまとめられた報告書について、添加物不使用表示に関する議論を中心にどのような議論がなされたか、御説明をさせていただきます。次のページを御覧ください。

こちらは今回の検討会で参考資料１として、昨年度行われた検討会で取りまとめられた報告書の概要です。昨年度の検討会では、食品添加物の表示が食品を安全に喫食するための表示ではなく、商品選択のためということを前提に、およそ１年かけて議論されました。この資料の上から順に、一括名表示、簡略名、類別名表示及び用途名表示について、こちらは使用した食品添加物を物質名で表示することが基本となっておりますけれども、物質名のほか簡略名、それから、類別名といった表示も認められていて、さらには、同じ機能を持つ食品添加物を複数使用した場合、例えば乳化剤として２つ以上の添加物を使用した場合は一括名として乳化剤と表示できるという制度になっております。

また、用途の表示に関しましては、甘味料、保存料といった８つの用途に限定して、その用途名の併記の義務を課しております。

このことにつきまして、使用した食品添加物について、使用目的と個々の物質名又は番号により表示を求めるコーデックス規格と比較して検討を行いました。その結果として、表示制度だけでなく、使用可能な食品添加物が、コーデックスと日本の制度で異なるなど、添加物に関する規制そのものがコーデックス規格と異なっていることに加え、見やすさだったりなじみがあるという理由からこの一括名、簡略名、類別名表示、それから、用途名の表示に関しましては、現行の制度を維持とされています。

一方で、使用した個々の添加物や、その使用目的を知りたいという消費者のニーズも踏まえて、容器包装への表示義務とは別に、どういった食品添加物がどういった目的で使用されているのかといった情報については、食品関連事業者は、消費者から問合せに対する丁寧な対応や自主的な情報提供に努める必要があることとされております。

次に、食品添加物無添加又は不使用の表示に関しまして、当時の検討会では、消費者の誤認を招く無添加等の表示があるので、無添加等の表示を一律に禁止するといった意見もありましたが、実際に添加物を使用せずに食品を製造している事業者が存在すること、それから、食品には、ビタミンのように添加物と同じ成分を含むものもあって、食品成分なのか、あるいは添加物として加えた成分なのか、科学的な検証ができない場合もあります。無添加又は不使用等の表示によって、一部の消費者の誤認をなくしていくために、消費者を誤認させる表示や矛盾する表示等を禁止した食品表示基準第９条の表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとなるガイドラインを新たに策定することが提案されております。

さらにこの無添加又は不使用の表示に関しましては用語の問題が指摘されておまして、

特に人工甘味料、合成着色料といった人工及び合成の用語について、食品表示基準から削除が必要ということで、こちらにつきましては、令和2年5月に消費者委員会食品表示部に諮問して、人工及び合成の文言を食品表示基準から削除することについて了承が得られ、同年7月16日に公布された食品表示基準において、人工及び合成の文言は削除しております。この改正につきましては、令和4年3月31日までは経過措置期間となっております。

次に、ビタミン、ミネラルといった栄養強化目的で使用した添加物の表示につきましては、一部の食品で表示義務があつて、一部の食品ではその表示を要しないといった規定となっております。これにつきましては、消費者の分かりやすさの観点から、原則全ての加工食品で表示義務とする方向で検討することとなっています。今後、消費者庁の方で、消費者の意向や、食品関連事業者における表示の実態の調査等を行っていく予定としております。

次に普及啓発についてですけれども、食品添加物や、その表示について消費者の理解が進んでいないというところで、消費者セミナー等を実施するとともに、より効果的、効率的な普及啓発を検討することが求められております。これにつきましては、令和2年度も消費者セミナー等を行ってきましたが、今後も引き続き普及啓発を行っていく予定です。委員の皆様には、取りまとめられた報告書の方針に沿って御議論いただければと思います。

次のページから無添加、不使用の表示に関する議論の振り返りになりますので御覧ください。

こちらは、過去3回分の消費者意向調査における食品添加物に関する消費者の理解状況を示したものです。食品添加物は安全性の評価が行われていることや、長い食経験があつて国が使用を認めているといったことを知っている方は、3割5分程度で横ばいの状態です。

次のページを御覧ください。こちらは食品添加物の不使用表示に関して、平成29年度に実施した消費者意向調査の結果です。まず、食品を購入する際に、「人工甘味料無添加や保存料を使用していません」という表示や、合成着色料不使用といった添加物を使用していない旨の表示を参考にしているかという質問に関して、約5割の方が参考にされていて、残りの5割の方は特に気にせず購入しているという結果でした。

次に、購入に当たって添加物を使用していない等の表示を参考にしている方について、なぜ不使用等の表示があるものかを選ぶのかを複数の回答を選択可として聞いてみたところ、7割を超える方が、安全で健康によさそうなためといった回答をしている状況です。

次のページを御覧ください。こちらでも消費者意向調査の結果の続きですけれども、添加物の不使用表示に関して、〇〇無添加といった表示を見た消費者の中に、〇〇無添加といった表示についてどのような印象を受けるかといったことを聞いた質問ですけれども、〇〇無添加といった表示を見た消費者の中には、〇〇という特定の添加物に限らず、添加物を全く使用していないといった印象を受ける、そういった方が2割弱ほどに至り、他の食

品と比較すると使用している添加物が少ない印象を受けるといった方が3割5分程度、結果として得られております。

次のページを御覧ください。食品添加物不使用の表示に関しましては、消費者庁が示す食品表示基準Q&Aの（加工－90）にその解釈が示されています。こちらは（加工－90）をそのまま掲載しておりますが、当時の検討会では、この（加工－90）を基に行われている無添加、不使用の表示が消費者の誤認を生じさせていて、このQ&Aについて廃止を含めた見直しを求める意見が上がっていました。

次のページを御覧ください。先ほどの（加工－90）を4つのパラグラフに分けて、具体的に解釈したものがこちらのページになります。保存料として使用されるソルビン酸を例に具体的に解釈しています。

まず、Q&Aの中で、通常同種の製品が、一般的に添加物を使用しているものであって、当該製品に添加物を使用していない場合に不使用の表示をしても差し支えないとQ&Aの中があります。これについては、例えば果実酒においてソルビン酸は使用されることがあるので、ソルビン酸を使用していない果実酒についてはソルビン酸不使用の表示ができます。

次に、Q&Aで加工助剤やキャリーオーバーといった添加物の表示を要しない場合であっても、添加物を使用しているのであれば不使用の表示はできませんとQ&Aの中で明記しています。これにつきましては、ソルビン酸を使用した果実酒を例にすると、このソルビン酸が含まれる果実酒をチョコレートの隠し味として少量使用した場合で、最終製品であるチョコレートに含まれるソルビン酸は微量で、かつチョコレートの保存性を高めるものではないことから、チョコレートにおけるソルビン酸はキャリーオーバーとして表示は求められません。ただ、この場合であっても、ソルビン酸が含まれる原材料が使用されていますから、ソルビン酸不使用の表示はできないということです。

そして、Q&Aの中で「『無添加』と表示することは、何を加えていないかが不明確なので、具体的に表示することが望ましいと考えます」とあります。これにつきましては、単に無添加の漢字三文字で表示した場合、何を添加していないのかが分かりません。使用していないものを明確に伝えるために、「ソルビン酸不使用」や「ソルビン酸無添加」と表示することが望ましいとしています。また、ソルビン酸は保存料として使用されますので、単に無添加の三文字のみで表示するよりは、具体的な保存料不使用という表示も可能です。なお、保存料不使用等の表示に関しては、先ほどの消費者意向調査の結果で説明したとおり、保存料だけでなく、全く添加物を使用していないと思ってしまう消費者がいるという点に留意が必要です。

次に、同種の製品が、一般的に添加物を使用していないものである場合、添加物を使用していない旨の表示は適切ではありませんとQ&Aの中にあります。これにつきましては、食品衛生法上、ソルビン酸は清涼飲料水に使用できませんので、清涼飲料水に「ソルビン酸不使用」と表示することは不適切となります。では、清涼飲料水に「保存料不使用」の表示は可能かということ、安息香酸という保存料として使用される添加物があって、こちらは清

涼飲料水に使用可能です。したがって、清涼飲料水で「安息香酸不使用」という表示は可能で、この場合、保存料として使用しているの、単なる無添加よりは具体的な保存料不使用という表示も可能となります。

次のページを御覧ください。今、説明させていただきました前ページのキャリーオーバーに関する部分を除いた解釈を表にしたものですので、説明は割愛させていただきます。

次のページを御覧ください。こちらは当時の検討会で（加工－90）の問題点を挙げていったものです。その解釈につきましては、先ほど説明させていただきましたが、このページで言うと、一番下の（4）の（加工－90）で対応できるのかというところについて、現行のQ&Aについては、添加物に代わるものを使用した場合の不表示に関する解釈というものは示されていない状況です。

次のページを御覧ください。こちらは無添加、不表示の表示に関して、Q&A（加工－90）以外の問題点を挙げたものです。用語の問題だったり、公正競争規約の問題だったり、消費者の理解が進んでいないといったことが挙げられています。

次のページを御覧ください。こちらは表示禁止事項を示した食品表示基準第9条の規定と、その解釈を示すQ&A（加工－281）です。食品表示基準第9条第1項第1号では優良又は有利誤認に関する規定ですが、こちらは例えば原産地の表示を特定の産地と置き換えるような場合、この1号に抵触するおそれがあります。ただ、優良又は有利誤認というのは、消費者の知識水準や、表示がどのようにされていたかといった点も含め総合的に判断されるものです。特に添加物を使う、又は使わないといったことが優良又は有利なのかという判断は、表示の内容や消費者の知識水準から個別に判断せざるを得ないものと考えております。

このほか、単に無添加と表示した場合、この場合で食品中に添加物が使用されている場合は、表示すべきものと矛盾する用語又はその他内容物を誤認させるような文字等の表示の禁止規定に該当するおそれがあるとして、Q&A（加工－281）では単に「無添加」と表示することについての解釈を記載しております。また、単に「無添加」と表示した場合ですけれども、糖類だったりナトリウム塩のように、「糖類無添加」といった表示を認めている場合もあります。単に「無添加」の三文字で表示した場合は、例えば糖類も含まれていないのではないかとといった紛らわしい場合も想定されます。

食品添加物の不表示によって、一部の消費者が誤認している現状について対応していくために、禁止規定の解釈をより具体的に示すメルクマールが必要とされました。

今回、皆様に御議論いただくガイドラインの策定の背景は以上となります。

次のページからは、この検討に当たっての参考となる情報の共有をさせていただきます。

次のページを御覧ください。こちらは食品表示基準における不表示等の表示に関する（加工－90）と（加工－281）、先ほど紹介させていただきました2つのQ&Aの他に、もう2つありますので、参考までに掲載させていただきます。（加工－232）は、食品添加物ではなく糖類や食塩に関して不表示の表示をする場合の解釈で、事実であれば可能としています。

次に、(加工-255)は、義務表示に関する様式です。いわゆる一括表示の枠の中に関するQ&Aですが、添加物欄を設けて、その添加物欄のところに「使用なし」と表示することは認めていません。つまり枠の中に関する解釈であって、一括表示の枠外のところに言及したものではないQ&Aです。

次のページを御覧ください。こちらは食品添加物の不使用表示に関して、令和2年度に消費者庁で実施している調査です。まず、令和2年度消費者意向調査を行い、食品添加物の不使用表示について消費者の意向を確認しております。それから、店舗における実態調査を行い、実際に店舗に行って、食品添加物の不使用表示の実態を確認しております。双方とも、結果は取りまとめ中ですので、今後検討会の中で資料として提出させていただく予定です。

次のページを御覧ください。ここからは参考として、2019年度の検討会の委員やヒアリングにおける食品添加物の不使用表示についての意見を抜粋して記載しています。さらに人工甘味料、合成着色料といった人工、合成の文言を削除する際の食品表示部会委員からの御意見、それから、そのときに意見募集も行っていて、その意見募集のときに寄せられた意見を抜粋して記載しております。個々の意見についてこの場で紹介はしませんが、資料の18、19ページのところで、人工及び合成の文言削除の意見募集をしたときに、削除に賛成する意見が約80件、削除に反対する意見が約40件寄せられています。こういったことも今後の検討の際に参考にしていただければと思います。

資料の2の説明については、以上となります。

続けて、資料3の説明に入らせていただきますので、資料3を御準備お願いいたします。資料3は検討会の進め方の案です。次のページを御覧ください。

本検討会におきましても、消費者及び事業者の方から食品添加物の不使用表示について御意見を聞く場を設け、実態を確認するとともに、実際の販売状況や消費者の意向について、消費者庁で調べた結果を用いて、2019年度の検討会報告書の方針に沿って検討を進めていきたいと考えております。

具体的には(1)に記載がありますけれども、①としてガイドラインの対象、こちらは2ページ後で説明しますので、②のほうに移らせていただきます。

②として不使用表示の類型とありますけれども、消費者の誤認のおそれのあるもの、おそれのないものを分類して、それぞれ個別に検討いただくことを考えております。

③として誤認につながらない表示方法、つまり食品添加物を使用していない場合の事実に基づく表示、その表示がされる場所や、文字の大きさといったことを御検討いただくことを想定しております。

それから、④は①から③の方向性が固まってきてからのこととなりますけれども、ガイドライン公表後、包装資材の見直し等、一定の準備期間が必要となる事業者さんも当然存在し得ることから、こういったタイミングでこのガイドラインというものが適用されていくのかといったことも、この検討会の中で検討が必要だと考えております。

さらに、(2)その他として、ガイドラインの策定に伴って、食品表示基準Q&Aの改正や、その他必要なことがあれば御検討いただくことを考えております。

次のページを御覧ください。こちらは本検討会の大きなスケジュールです。2回目で消費者系、事業者系双方のヒアリングを行って、3回目以降でヒアリングの結果や消費者庁が実施した調査結果を基に具体的な議論を行って、ガイドラインの骨子や策定、それから、取りまとめに向けた議論を経て意見募集を行う予定です。最終的に意見募集の結果を踏まえて、来年度末を目途にガイドラインを策定するとともに、関連するQ&A等の改正も視野に入れております。

次のページを御覧ください。こちらのページはガイドラインの対象の案です。皆様に御検討いただく上で、ガイドラインの対象をまず明確にする必要があります。ガイドラインは食品表示法の食品表示基準の表示禁止事項のメルクマールとなるものとすることから、食品表示基準の対象となる容器包装上の表示が対象となります。

一方で、このガイドラインを策定することになった背景として、食品添加物の不使用表示に関する公正競争規約にばらつきがあることや、容器包装だけでなく、カタログ、広告上の表現も問題点として考えられます。ガイドライン策定による付随する効果として、こういった部分における消費者の誤認につながる表現について指導ができるようなものを目指していければと考えております。

さらに景品表示法による観点からも措置する際の参考となれば、消費者の誤認につながる不使用表示というものが縮減していくのではないのでしょうか。

資料の3については以上です。

次に、参考資料について簡単に説明させていただきます。

まず参考資料1、こちらは食品添加物表示制度に関する検討会報告書ですので、資料2の冒頭の概要のところでお話しさせていただきましたので、参考資料1の説明は割愛させていただきます。

次に参考資料2、強調表示に関するコーデックス一般ガイドラインにつきましては、3ページ目のviのところになりますけれども、特定の物質が含まれていないこと、又は添加されていないことを強調する強調表示は、当該強調表示が誤認させることのないものであって、当該物質が以下の全てに該当する場合に用いることができますとあります。

以下の全てのというところで、例えば(c)のところで同程度に顕著な表現で明示されている場合を除き、当該食品に同等な特質を与える他の物質により代替されていないこと、(d)のところで、当該食品中の存在又は当該食品への添加が認められていることといった要件がコーデックスの中では規定されております。

2019年度の検討会でも、こちらは紹介させていただきましたが、本検討会でガイドラインを策定するに当たって、こちらを御参考にしていただければと思っております。

次に参考資料3を御覧ください。参考資料3は、2019年度の食品添加物表示制度に関する検討会の第5回のときに、上田委員が提出された不使用表示の実態に関する資料です。

上田委員が本検討会にも参画されているので、全ての説明はしませんが、単なる無添加の表示、他の義務表示事項より文字を大きくした表示、法令にない用語による不使用表示といったものが消費者の誤認につながるのではないかとといったことがまとめられております。今後の検討の際の参考にもなるかと思いますので、今回、参考資料として提出させていただいております。

事務局からの資料の説明については以上です。

○池戸座長 どうもありがとうございました。

それでは、ここで29年度の検討会、食品添加物表示制度に関する検討会の委員でもありました上田委員と武石委員からも資料を事前に頂いておりますので、恐縮ですが、それぞれ5分程度で御説明を願えればと思います。

まず、上田委員の方からよろしくお願いいたします。

○上田委員 上田です。今回意見書を出させていただきましたので説明いたします。

食品添加物に係る「無添加」、「不使用」等の表示の氾濫が、食品添加物が使用されている食品の安全性に関する誤認を招いているにとどまらず、「無＝安全」という認識の広がりや、リスクの大小が量に依存するというリスク評価の基本的な考え方の社会への定着・普及を妨げ、国民の命や健康に係る諸問題の合理的な解決の障害にもつながっていると考えております。無添加又は不使用表示がリスクコミュニケーションを妨げているものと考えます。

1番目の意見は、先の食品添加物表示に関する検討会の結果を十分踏まえて検討すべきとのものです。消費者の方々に対する誤認の誘導を防止するための有効なガイドラインになることを期待します。

2番目は、無添加等の表示に関する国際的な基準や動向を踏まえるべきとのものです。強調表示に関するコーデックス一般ガイドライン、又はは米国、カナダ等々の国々における「Non-MSG」、「Non added MSG」等の強調表示についての見解、規定も参考にするのがよいと考えます。

3番目です。不使用表示をする際には、今回の私の意見書に示したような各要件を満たす場合に限るべきと考えます。そもそも表示制度があるにもかかわらず、使用していないものを書こうとするから誤認が起こるかと考えております。

4番目は、「無」ですとか「ゼロ」といった、これらに類するような表示は、「無添加」、「不使用」の表示と同等の表示としてガイドラインの中では取り扱うべきと考えております。

また、「無着色」、「無漂白」、「無調味」、「無乳化」のような、食品添加物の名称の一部を用いた表示は本ガイドラインにおいて無添加表示として取り扱うべき表示と考えます。

5番目の意見です。先の検討会のヒアリングの場で、「保存料を使用していないので早めに召し上がってください」という表示の意味が曖昧で誤認につながるという意見が出まし

た。無添加、不使用等の表示と関連づけられて、誤認につながっている表示をガイドラインで制限すべきと考えます。

一つ目ですが、ハムは塩漬工程を経て製造されるものです。塩漬工程を経て製造されるものですが、発色剤を使用せずに塩漬したハムが「無塩せきハム」とされ、無添加表示と合わせて表示される場合があります。塩漬していないとの誤認に加え、発色剤を使用した食品の安全性についての誤認を招いており、ガイドラインにおいて適切に制限すべきと考えます。漢字とひらがなで意味が異なるとは、子供にはとても説明できません。

1つ飛ばして3つ目ですが、「衛生管理を向上させたため、保存料を使用していない」旨の表示がされる場合があります。衛生管理を向上させることは、事業者として当然の取組であり、保存料の使用の有無と関連付けた表示を行うことは誤認につながる不適切なものと考えます。適切な衛生管理に加えて、必要に応じて保存料を使用することにより、食中毒リスクや食品ロスの低減につながります。保存料は殺菌料ではありません。衛生状態の良好な食品でなければ効果を発揮しません。

6番目は、ガイドラインの制定に伴いQ&Aを見直すべきとのものです。（加工-232）において、「事実であれば食塩、糖類以外のものについても不使用表示が許容される」とありますけれども、このQ&Aはあくまで摂取量が重要となる栄養成分の強調表示関連のQ&Aです。食品添加物表示についてのQ&Aと混同するので廃止、あるいは改定すべきと考えます。

7番目は、ガイドラインの普及、公正競争規約への反映の取組を行うべきとのものです。

以上でございます。

○池戸座長 ありがとうございます。

続きまして、武石委員、よろしくお願ひしたいと思います。

○武石委員 食品産業センターの武石でございます。前回の検討会に引き続いて、よろしくお願ひいたします。

かなり難しい課題ですが、自由かつつな議論が行われて、消費者の方々の誤解が解消されるような方向で取りまとめられるべきだと思います。

私の方は参考資料5ということで提出いたしました。既に提出しておりますので、詳しくは説明しませんが、1のところ、前回の検討会でも提起したのですが、食品表示法と景品表示法での誤認の考え方の整理が必要ではないでしょうかということでございます。

今後、更に議論を深めていただければと思いますが、例えば本日の説明にもありますように、今回メルクマールを定めるという規定は、食品表示基準第9条の第1号、2号、13号がありまして、この3つの規定を精査した上で、それぞれどういった視点でメルクマールを考えていくか。例えば本日の資料2の10ページの下から5行目から4行目にかけて、単なる「無添加」の表示が整理されておりますけれども、こういったものが優良誤認との関係でどうなるかとか、2号の場合は矛盾するようなという形で定義しておりますが、消費者の誤認といった場合にどういった整理をするかということについての考え方の整理のコメントを載せております。

2 番目は、これも前回申し上げておりますが、ガイドラインの位置付けを明確にというところで、ガイドラインはペーパーのとおりなのですが、魚介類の名称のガイドラインをはじめ、様々な名称のガイドラインがありまして、そのうちの魚介類のガイドラインはQ&Aの補足資料として位置付けられていて、かなりそれは見やすくなっておるのですが、それ以外のガイドラインといった場合に、せっかく今回ガイドラインをつくっても、それがきちんと事業者等に見えていただけるかという視点で、これは最後に取りまとめの段階での整理かと思いますが、ガイドラインをきちんと整理して、食品表示基準のいわゆるQ&Aとの関係を整理した上で、消費者や事業者に見やすい形で整理していくことが必要かなということです。

3、4については、既に消費者庁のペーパーの資料にも書いてございますので、省略させていただきます。

最後に、先ほど添加物協会の上田様が提出されました参考資料4のところでございますが、特に4とか5については初めて提起されたものでございます。とりわけ課題は5の(1)です。無塩せきの話につきましては、前回の検討会でも、これは製造方法の一つであるといったような整理もされたと記憶しておりますので、その点につきましては、前回の検討会も踏まえて、添加物と切り離して議論すべきではないかなという印象を受けております。

以上でございます。

○池戸座長　ありがとうございました。

ただいま、事務局から、これまでの振り返りと、これからの進め方の御説明がございまして、また、上田委員、武石委員からは、具体的な御提案も含めた御意見もいただいております。この検討会ですけれども、先ほども申しましたように、これまで検討されてきた、特に昨年度の検討会の方向性を踏まえた上で食品添加物の不使用表示のガイドラインをつくるということを目的に御議論いただくということかと思えます。

事務局から資料3、進め方の案が示されて先ほど御説明いただきました。まず、ガイドラインの適用範囲につきましては、食品表示基準の規定に基づきまして、容器包装上の表示が対象であるということが、先ほど御説明があったかと思えます。あと、策定後に期待される効果ということで、既存の公正競争規約の改正とか、広告、インターネット上の表示に関しても参考になるようにというお話もあったかと思えます。場合によっては、景品表示法の措置に参考になるような、そういったガイドラインをつくっていきましょと、そういう内容の御説明だったと思えます。

私としては、これから皆様方の御意見も十分踏まえたいと思えますが、特に検討会の進め方、それから、ガイドラインの対象、それ以外も含めて御意見をいただきたいと思っております。特に進め方と対象みたいなところがポイントかと思っております。

今まで御説明、御提案もいただきましたけれども、これから委員の皆様方の御質問とか御意見を頂戴したいと思います。それで、進め方なのですから、今回初めての会合でございますので、最初に1人ずつ自己紹介ということも兼ねまして、御意見とか御紹介を

頂けたらと思っております。今御説明いただいたところでちょっと気になるところとか、思っておられる御意見とかも、もちろん結構ですけれども、特にほかの委員さんの御意見等を踏まえてまた御発言したいという方もおられるかと思っておりますので、そういった方は自己紹介だけでも結構でございますので、全部一通り終わった後に、また時間の許す限り御議論を頂きたいと思っております。会議の時間の都合もございますものですから、1人3分程度でお願いできればと思っております。

それでは、これは順番からいくと、名簿を拝見すると五十音順となっていて、有田委員からとなっているのですが、有田様にはいつも最初という話になって恐縮なのですが、最初の御発言で全部言い尽くすということは特にお願いしませんので、自己紹介だけでも結構ですから、順番にお願いできればと思っております。

有田委員からよろしいでしょうか。

○有田委員 有田です。大変申し訳ないのですが、午後の関係で、ここで退席させていただきます。食品添加物表示検討会では、上田委員、武石委員、浦郷委員もそうですが御一緒しておりました。科学的に考えて、無添加表示をどう考えるかということで議論を行うのだと考えております。今後議論をしながらそういうことで発言をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

大変申し訳ございませんが、ここで失礼させていただきます。

○池戸座長 お忙しいところ、どうもありがとうございます。

また次回以降、よろしくお願いいたします。

それでは、上田委員、先ほどの補足でも結構ですので、よろしくお願いいたします。

○上田委員 先ほど意見を述べさせていただきましたが、「消費者の方を誤認から守る」、そのような気持ちで臨んでいきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

私どもの協会は、実際に数多くの不使用表示をしているメーカーの従業員の方から問合せをいただくことがよくあります。私の会社はなぜこんな表示をするのか、自分は悩んでいる。そういう声も聞きます。参考までに紹介させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○池戸座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、浦郷委員、よろしくお願いいたします。

○浦郷委員 全国消費者団体連絡会の浦郷と申します。よろしくお願いいたします。

全国消費者団体連絡会は、消費者団体の全国的な連絡組織です。現在47の会員団体が緩やかにつながっています。その中で学習活動から情報発信、政策提言などを行っております。具体的な取組はホームページとか、Facebook、Twitterもやっておりますので、是非こちらの方を御覧いただければと思います。

私は、昨年度もこの検討会に委員として出席させていただきました。私自身は食についての専門家でも全然ないので、専門的に知っているわけでもないですし、添加物について一つ一つ詳しく知っているわけでもありません。多分普通の消費者の方もそうだと思います。

す。食品添加物がどういう管理が行われているか、どういう基準の下に使われているかというのなかなか知られていないところかなと思います。その中で、やはり消費者にとっては、表示というのはすごく大事で、唯一知る手段だと思いますので、誤認のない表示であるということが、とても重要なのかなと思っております。

今回、この検討会ではより実行性のあるガイドラインとなるように、検討を進められればなと思います。検討会の進め方については、消費者庁さんが提案してくださっている進め方で私はほぼいいのではないかなと思います。対象につきましても、容器包装上の表示ということで、まずはそこから始まって、私としては、やはりできたガイドラインを基に公正競争規約も改正されていくとか、広告等の表示も変わっていけばいいなと思っております。1年間、よろしくお願いいたします。

○池戸座長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

続いて、斉藤委員、よろしくお願いいたします。

○斉藤委員 初めまして、セブン-イレブンジャパンの品質管理の責任者をしております斉藤と申します。皆さんよろしくお願いいたします。

昨年の検討会、注目して勉強させていただきました。具体的な企業名は出ておりませんが、私どもが今回様々な課題に関係している企業であるという認識も持っております。その中で、過去いろいろな取組をし、いいこともあったと思いますし、逆に悪い影響を及ぼした部分も認識しており、そういった意味で、企業としての考え方、お客様に対するコミュニケーションの在り方、こういったものを変えていく時期だと捉えておりますので、過去に執拗に執着するつもりもございませんし、今の課題を正しく捉えて、皆様有識者の方々と質疑、議論をしながら、建設的なものを組み立てて、社に持ち帰って見直しを図っていきたいと思っておりますので、是非よろしくお願いいたします。

あと、会議の進め方なのですが、実務を担っている私の感覚としては、今現場で何が起きているのかということを正しく捉えることが重要だと思っています。そういう意味で言うと、スーパーにおける実態調査という記載があったのですが、スーパーにとどまらず、CVSであったり、あとネット、eコマース、色々あると思うのです。影響力のあるチャンネルや影響力のある企業の実態をしっかりと調査し、パターン別に一つ一つ整理していくことが、このガイドラインの有効性を高めることとなると思っておりますので、是非調査については、しっかりしたものをやっていくことが必要かなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上になります。

○池戸座長 貴重な御意見ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、坂野委員、よろしくお願いいたします。

○坂野委員 株式会社イトーヨーカ堂の坂野と申します。よろしくお願いいたします。

食品の表示というのは、消費者の方にとって知りたい内容を表示してあるということですが、反面、誤認を招いている部分があるということで、今回の検討会ということだと思

います。分かりやすい表示ということで、検討会の皆さんと議論を重ねながら、良い表示になるためのガイドラインになるように努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

進め方については、この内容でいいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

菅委員、続けてお願いします。

○菅委員 菅でございます。よろしくお願いいたします。大阪で弁護士をしております。

雪印の低脂肪乳の食中毒事件の被害者側弁護団を経験したこと等をきっかけにして、食品安全やそれに関連する制度に関心を持つようになったのですけれども、近時は内閣府消費者委員会食品表示部会のメンバーに加えていただいて、今3期目をしております。

日弁連消費者問題対策委員会食品安全部会の委員もしておりますけれども、私としては食品表示部会に出ているときと同じように、あくまで一消費者としての素朴な疑問や視点を大切にして意見を述べてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

添加物に関しては、もう検討会で御議論されているところから、私個人的には何周も遅れているところだと思いますので、基本的なことから質問してしまうかもしれませんし、今日御報告いただいたようなことについても、いくつか基本的なところで質問したいことなどがあるのですが、それは後にしたいと思います。

「検討会の結果を踏まえる」ということは、全体としては無添加や不使用という表示を完全に廃止するということではなくて、あるべき表示ルールをつくるというミッションであると理解しているのですが、私の基本的な立ち位置としては、食品表示が安全性のみならず消費者の合理的選択の機会の確保に資するものであって、選択に関する情報はできる限り得られたほうがよいという立場ですし、事業者にとっても適切な範囲での競争、差別化もあればよいと思っていますので、原則的な考え方としては、誤認を生む可能性があるから、およそ何も情報として書いてはいけないという方向になるルールよりは、誤認を生まない形で正しく情報を伝える、それに接する機会がある受け手にも理解をしてもらうという考え方を軸に、そのためにはどういうルールが必要かということを検討していけたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○池戸座長 よろしく願いいたします。

それでは、武石委員、よろしくお願いいたします。

○武石委員 食品産業センターの武石でございます。先ほどお話ししたとおりなので、あえて繰り返しませんが、この検討会を通じて、今、それぞれの委員がおっしゃるような消費者の方に分かりやすい、誤認を招かないようなルールづくりに貢献できればと思っております。

進め方につきましては1点だけ、このパブリックコメント、なかなかこのガイドライン

の検討は難しいのかなと思っているのですが、どのぐらいの期間やって、いつごろパブリックコメントを取りまとめるのでしょうか。

○池戸座長 以上でよろしいですか。

御質問については後でお答えするということにして。

村委員、お願いいたします。

○村委員 東京経済大学の村と申します。弁護士でもありまして、私も日本弁護士連合会の消費者委員会の委員を務めています。

ただ、私の専門は契約問題ですから、日弁連の消費者委員会でも特定商取引法とか割賦販売法などの契約問題の部会に属している立場になります。

今回、加わらせていただいたのは、先ほど座長からも御紹介いただきましたが、景品表示法の関係で、打消し表示というのが、要するに強調表示をした上で、それを打ち消すような表示をしているときに、消費者が強調表示だけを見て、打消し表示を見ていない場合が非常に多いという現実がありまして、景品表示法違反になるのか、違反にはならないのか、どう考えたらいいのかというようなことを、実態調査を踏まえて考え方を示すということで、消費者庁の方が実態調査に取り組んだときに委員に加えていただいたという経過がありまして、今回も食品添加物ではありますが表示の問題、どのように表示をすれば正しく伝わるかということで、私も多少は参考にしていただけるような意見が言えるのではないかと期待されたのかなとは思っています。

ただ今回、食品衛生法とか食品表示法をいろいろレクチャーしていただいて思うのは、私も主婦なので食料品を家族のために買うというようなことを日常的にやっている立場で、どちらかというと、私も表示が気になる方なので表示を見て選ぶわけです。そういう経験をしているわけですがけれども、今回いろいろレクチャーしていただいて、見方が大分間違っていたなと、特に添加物表示の見方でいうと、正しく自分は読み取っていたのだろうかというような疑問を抱かされた。要するに、法律が難しすぎて、よく私はそれを理解していない部分がありまして、自分が買い物をするときの表示の読み方が実は間違っていたのではないかと気づかされたことがありました。

今回の添加物の表示についての検討のときに問題になるのは、これは食品の関係で、法律に基づいてということですので、容器包装上の表示が対象になります。景品表示法の場合だと、全ての広告と表示ということなので、広告も含めて全てになるのですが、今回の検討の課題は、加工食品の容器包装の表示であるということを踏まえて検討する必要があるのかなと、御説明いただいて認識しました。

ただ、この表示というのは消費者の選択に資するために、適正に情報を伝えるための表示であるということは、多分景品表示法の基本的な視点と変わらないのだろうと思うのです。そういうことを考えると、今回、議論をしていく前提として、私は2つ大事なことがあるのではないかなと思っています。

1つは、実際の添加物の表示がどのように行われていて、どのような表示で問題を引き

起こしているのかという表示側からの問題が1点です。問題になっていないような表示について議論する必要はないと思うので、どんな添加物表示が問題を引き起こしているのかという表示の面からです。

もう一つは、これは景品表示法の打消し表示の検討のときに、私も非常に勉強になったのですが、消費者が表示をどう見ているかということです。どのように表示を見て、そこからどんな情報を受け取っているのかということです。景品表示法の関係ですごく勉強になったことは、私の表示に関する認識と消費者が表示をどう見て、どう評価しているかというのは、かなりずれがありました。

今回の食品の問題だと私は専門家というより、どちらかというと限りなく素人側に近いだろうと思うのですが、それでも私は法律の専門家です。そういうことで、やはり一般の市民の方とあまり変わらないかなとは思いつつも、違うところも多分あるのだろかなと思うので、こういう多くの方々が専門を持っておられる中で議論するには、やはり消費者がどのように表示を見ているのか、そこからどういう情報を読み取っているのかということをよく把握しないと、現実的に消費者に向けてはあまり親切でないようなガイドラインになってしまいかねないので、そのところは、いろいろ注意をして検討のための情報を集めていただきたいなと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○池戸座長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、最後になって恐縮ですが、横山委員、よろしくお願いいたします。

○横山委員 イオントップバリュ株式会社の横山と申します。トップバリュという商品をつくる品質管理の担当をしております。

今回、この不使用又は無添加という表示、私どもも日々、この表示をつくるに当たりまして、やはりこの表現というのは、どのようにパッケージ表示し、お客様にお伝えをするかというのは、やはり悩むような状況になっております。今回、このような検討会で、その運用が明確になっていくということは非常によろしいことではないかなと考えております。

一方で、お客様のお声ということで、日々いろいろなお声をいただいております。添加物に対するお声というのも非常に多く頂いております。そういったお声をこの検討会の中で反映をいただいて、最終的には誤認を与えない、分かりやすい表示を作成できるような一助となればということで考えております。

また、今回対象ということで容器包装ということなのですが、実際は広告ですか、又はインターネット上の表現とかを含めて、どうしても切り離せない部分というのが正直ございます。こういった部分にも何らかのガイドラインといいますか、指針が及ぶということを期待しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○池戸座長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

皆様方、どうもありがとうございました。自己紹介を兼ねて貴重なコメントも頂いたかと思えます。

今、それぞれもう具体的な御意見等もございましたけれども、それを踏まえて議論したいと思うのですが、先ほどとりあえず武石委員の方からパブリックコメントの話、今の時点でお考えが分かっていることがもしございましたら、事務局から御説明いただきたいと思うのですが。

○五十嵐課長 事務局からパブリックコメントの件について御回答します。基本的にパブリックコメントを行う場合、所要の日数というのが定められており、他の例にならって1か月程度行いたいと思っております。それから、パブリックコメントにかかる時期ですが、これも、これは当然ある程度ガイドラインの案ができた段階ということですので、今後、この検討会における議論の進捗も踏まえて、事務局としてはできれば年末、場合によっては年始ぐらいにできればと思っております。

以上です。

○池戸座長 ということで、よろしいでしょうか。

それでは、先ほど出ましたように、委員の皆様方の中で、前回の検討会の委員もいらっしやいましたし、今回初めてという方もおられますので、非常に素朴な疑問、基本的なことを確認したいという要望もあるかと思っておりますので、それも含めて事務局の資料2、3、それから、委員さんの方からの提案、御意見、それらも含めて自由にお話をいただけたらと思えます。

御質問、御意見等がございましたら、御発言についてはミュートを解除して挙手をしていただきまして、お名前を言っていただけますと非常に分かりやすいので、そういう形でよろしくお願ひしたいと思えます。どうでしょうか。

菅委員、どうぞ。

○菅委員 菅でございます。先ほど素朴な疑問をという話をさせていただいた流れがあるので、ちょっと質問したいと思うのですが、先ほどからの皆さんのお話の中でもいろいろな角度から問題を捉えなくてはいけないというところがあると思うのですが、現行制度というか前提知識として確認をお願いしたいところとして、先ほどお話があった中で、食品表示基準第7条における糖類及びナトリウム塩に関して、糖類を添加していない旨及びナトリウム塩を添加していない旨に関する任意表示の規定があるということについての御説明があったと思うのです。

これは「添加」という言葉が使われていますけれども、「食品添加物」又は「食品添加物としての利用」に関する先行して現存する規定の例だと考えておく必要はないという理解で良いでしょうか。それとも、今あるルールの中で、今後何がしか参考にしなければいけない例だと考えておかなければいけない場面があるのかどうか。もちろん整合性は考えないといけないと思えますし、今回の資料を拝見していますと、糖類や食塩の製造過程においてどうかというような問題意識などもあるのかもしれないのですが、基本的には、先

ほど上田委員のお話にもあったかと思いますが、栄養成分表示に関する部分の規定であって、食品添加物の規定そのものではないので、明文規定の参考例であるとして理解しておく必要はないと思っておいてよいかどうかというところの確認をお願いいたします。

2つ目なのですが、資料2の10ページにQ&A(加工-281)に関する説明があつて、添加物を使用した加工食品に「無添加」と表示することが、食品表示基準第9条第1項の1号、2号、13号のどれに当たり得るのか、特に第1号や第13号の解釈について御紹介いただいているのだと思うのですが、現時点での実際の取締り状況又はその前提としての解釈、運用としては、「添加物を使用した加工食品に『無添加』と表示」することは、それだけで1号の「実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語」に該当すると扱われているということでしょうか。

赤字で全体としての総合判断という旨も述べられていますけれども、特にそのことの「安心」などを強調する表示などがなされていなくても、1号該当性が認められている実例もあるのではないかと推測するのですが、(加工-281)の意味するところとしては、1号の「実際のものより著しく優良と誤認させる用語」の方に基本的に該当するという解釈を示していることになるのでしょうか。そういったことは、これからこの部会で詰めていけばいいことかもしれないですが、現状認識としてお答えいただけるのであれば、教えていただきたいと思います。

それから、Q&A(加工-90)についても御説明があつたと思うのですが、この違反等が問題になる事例として監視ないし取締り等が行われている例は、実際にどの程度あるのかということについて、今後でもいいので、教えていただけたらと思います。

とりあえず以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

事務局のほうでお願いします。

○五十嵐課長 1点目についてお答えをします。菅委員のおっしゃるとおり、糖類、ナトリウムは栄養成分であり、添加物ではないということで、こちらに資料として挙げさせていただいたのは、本題ではないものの、無添加に関する用語に関してこういうQ&Aもありますよという御紹介の趣旨です。

2点目の取り締まりの話は木村室長からお願いできますでしょうか。

○木村室長 食品表示対策室の木村でございます。

御質問の答えに直接当たるかどうかというところがありますけれども、景品表示法におきまして「無添加」の表示、これについて取締りを行った事例はございます。この場合ですけれども、「無添加」、それから、「化学調味料等を使用していない」というような表示をしている食品がございました。これに対して調査をした結果、実際には科学的な合成添加物が使われていたということでございまして、その商品に関する広告につきまして、景品表示法の優良誤認による取締りを行ったということでございます。

そのような例がございますので、食品表示法と景品表示法におきまして、一般的に優良

誤認に当たるか否かというのは同じ考え方で進んでいくかと思っておりますので、今回の議論の中でも、その辺を含めてお話をいただければと思っております。

それと、先ほど景品表示法との関係というのが出てまいりましたけれども、今申し上げましたように、食品表示法と景品表示法の誤認に関する考え方は同じということで御理解を頂ければと思います。しかしながら、食品表示法が容器包装の表示を規制するもの、これは事前に規制するというところでございますけれども、景品表示法は容器包装を含めて、今回、委員の皆様方からもお声が出ておりますけれども、インターネット上の広告、それから、店頭でのPOP広告、テレビのCM等も入りますけれども、そういう多岐にわたる広告等の表示というものも該当いたします。ですから、食品表示法と景品表示法、考え方はほぼ同じですが、対象となる範囲が全然違うということでございます。

景品表示法の場合は、先ほど言った広告と、その文字だけに着目をするのではなくて、一緒に表示されている絵であるとか、それから、グラフであるとか、いろいろな要素が絡んでまいりますので、そういうのを総合的に見て判断をさせていただくというところに違いがあるというところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○池戸座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明、食品表示対策室長から、それから、先ほどの最初の御質問については、食品表示企画課長からいただいたところです。

菅委員、どうぞ。

○菅委員 すみません。質問の趣旨があまりクリアに伝えきれてなかったのかもしれないのですが、私が2つ目3つ目の質問で申し上げたかったのは、添加物を使用した加工食品に無添加と表示するということに対する不実であったということだけで、著しく優良だと誤認させる用語であるというような運用が今のところされているのでしょうかということであります。

それは添加物をどのようなものとして理解するのかといった考え方とも実は密接に関連していることだろうと思いましたので、現状として、そこが不実であるということだけで、この優良誤認の方に該当してくるものと理解されているのか、要は不実であるという点で第9条第1項の第1号以外の他の各号に関わる話とされるにとどまらず、第1号に基本的には当たるものだという理解の下に、現在、解釈、運用されているという理解してよいのかどうか。あるいはそうではなくて、他の記載などと相まって、1号に該当するかどうか判断されているものだろうかということについての現在のお考えをお聞きしようとしたものです。伝わっていますでしょうか。

○池戸座長 分かりました。

○五十嵐課長 質問の意図を理解しました。菅委員がおっしゃっているところの后者ということになります。添加物を使用したものを「無添加」といった場合、1号に関して限って言えば、典型的にそれが著しく優良、有利であるということは、今の運用上はそういう

ことではありません。資料2の10ページの赤字で書いてあるとおりです。一般消費者がその表示をどう受け取るか、一般消費者の知識水準とか取引の実態、当該表示全体の形状等、いろいろなことをケースバイケースで総合的に判断をしているということでございます。

○池戸座長 よろしいでしょうか。

○菅委員 分かりました。要はその1号に当たるかどうか、どういう場合に当たるかどうかを考えるのは、大変難しいことだということを確認したかっただけです。

以上です。

○五十嵐課長 そういった意味で、1号というのはまさに個別の判断になってくるので、これを類型化してガイドライン上に記載するのは難しいのではないかとというのが現時点での感触ですが、これについても今後議論していただきたいと思います。しかしながら、議論の中心は2号、それから、13号に果たして当たるかどうか、その類型化というか、そのメルクマールということになっていくのではないかと、現時点では考えております。

○池戸座長 よろしいでしょうか。

○菅委員 何度もすみません。菅です。1号について考えないというわけではないのですよね。この検討会での議論の対象として1号に該当するかどうかはターゲットではないのですか。

○五十嵐課長 範疇として考えるということはあると思いますが、現実問題、ケースバイケースの判断で総合的に勘案して考えていくのが1号です。要するに「無添加」、「添加物」というものが、これが優良、有利と判断するのはケースバイケースなので、実際、どこまでガイドラインに書き込んでいけるかというのは難しい部分があるかなと現時点では思っているところです。

○菅委員 ありがとうございます。ちょっと考えてみたいと思います。

○池戸座長 そのほかの委員の方、いかがでしょうか。

上田委員、どうぞ。

○上田委員 質問ではなく要望です。資料2の3ページに平成29年の消費者意向調査の結果の報告書の抜粋がありますが、これにQ68の回答結果が紹介されています。不使用表示が商品選択の情報の1つとなっているという意味で、11.8%の層と39.4%の層が1つの枠で囲ってあるということかなと思います。ただ、私の意見といたしましては、11.8%と39.4%の2つの層は、食品添加物の使用についての意識や原材料欄に書かれている食品添加物表示についての理解や活用という点にとって大きな差があるものと考えています。くくってはありますが、あくまで不使用表示が両層にとって商品選択の情報の一つになっているという意味でくくっているのであって、この2つの層の特性を一緒に考えることは適切ではないと考えております。

そこでお願いします。令和2年度に消費者意向調査が行われて、その結果が数か月後に報告されると思います。このQ68に関連する調査項目が入っているかと思います。ぜひ後日の検討会の場で消費者庁の資料に入れていただきたいと思います。

以上です。

○池戸座長 要望としてお受けするということによろしいでしょうか。

ありがとうございました。そのほかはいかがでしょうか。

もうお時間が来たようなのですが、それでは、資料３は、特に案という形になっておりまして、これは先ほど事務局から御説明をいただきましたけれども、進み方の大きなところは皆さん御意見がないということで、あと、具体的にどう進めていくかというのは、進捗状況に応じてフレキシブルにやると、目的はもうはっきりしているということで案を取らせていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、資料２、３の議論はここでとりあえず終わらせていただきたいと思います。

それでは、今後の日程を事務局の方から御説明いただけますでしょうか。

○高橋課長補佐 今後の検討会のスケジュールにつきまして御提案させていただきます。

今回は、食品添加物の不使用表示の実態につきまして、消費者や事業者等の関係者からのヒアリングを実施したいと考えております。

その後、ヒアリングの結果や各種調査結果等を踏まえた議論を行って、来年度末を目途に取りまとめを行っていただきたいと思いますと考えております。

それから、開催の頻度ですけれども、おおむね２か月に１回程度という感じで開催は考えております。こちらにつきましては、今後また委員の皆様とスケジュールの調整をさせていただきますと考えております。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

ということで、進めたいということですがよろしいでしょうか。

今回はヒアリングということがございましたが、先ほどの委員からのコメントの中でも現場の実態を正確に捉えるのが重要だという御意見もございまして、また、事業者又は消費者、様々な業態とか対象者がおられると思いますので、その辺もよく考えた上で人選なり対象を決めていきたいと考えております。その点につきましては、今日はちょっと時間がないので、委員の皆様方の御意見もまた踏まえて進めていきたいと考えております。それについて、これは私のお願いなのですが、特に事業者の方の対象者につきましては、委員の皆様方の御協力を得たいと思うこともあるかと思いますが、その節はよろしくお願いしたいと思います。

ということで、今日の議論は一応これで終わりということになりますが、その他事務局から連絡事項はございますか。よろしいですか。

特にないということなのですが、次回の日程とかも含めて、また皆様の御都合を聞いた上、また、ヒアリングの対象とか、先ほど言った今年度やられた実態調査、いつのタイミングかということもあるかと思いますが、それはまた御相談の上で決めさせていただくということになるということで、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、本日の議事は一応これで終わらせていただきたいと思います。初めての検討会でしたけれども、いろいろ貴重な御意見を頂きました。本当にありがとうございました。